

Dr. ジーアの My カルテ

全農家畜衛生研究所
クリニックセンター



感染症対策と飼養衛生管理基準の改定

今号では「コロナウイルス感染症対策」と「飼養衛生管理基準の改定」についてご紹介します。人と家畜は生活様式が異なりますが、基本的な防疫方法には共通する部分が多くあります。また、農場の衛生管理の強化を着実に積み上げる事は生産性の向上につながります。

● クリニックセンターにおける コロナウイルス感染症対策

人の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は世界中で猛威を振るっていますが、コロナウイルスの中には家畜に病気を引き起こすものもあります。その例が、鶏伝染性気管支炎 (IB)、豚流行性下痢 (PED)、豚伝染性胃腸炎 (TGE)、牛コロナウイルス (BCV) 感染症、豚赤血球凝集性脳脊髄炎です。IBは呼吸器、PEDとTGEは消化器、BCVは呼吸器と消化器両方、また豚赤血球凝集性脳脊髄炎は神経系にと、多様な病原性を示します。

一般的にウイルスは細菌と違って抗生物質が効かず治療が難しいため、ワクチン、消毒、隔離といった予防衛生によりウイルスの感染を防ぐ

事が最も重要です。消毒に関しては、コロナウイルスはエンベロープ (ウイルス粒子の外膜) を持つタイプのウイルスですので、アルコール類、塩素系、アルデヒド系、ヨウ素系など幅広い消毒薬で効果があります。

クリニックセンターでは、以前より検査員の手指の消毒やマスクの着用などの衛生対策を励行してきましたが、今年4~5月の新型コロナウイルス感染症の第1波の際には、3密回避のため緊急的に検査員を半分に減らし、検査量を止むを得ず半分近くに縮小しました。現在は、飛沫感染防止対策として検査員間へのアクリル板の設置 (写真)、紫外線空間消毒機の追加、検査員の動線の見直し、及びフェイスガードの着用などできるかぎりの対策を実施し、

通常体制で検査を実施しています。今後も第3、第4波が来たとしても通常体制で検査を継続できるよう備えていきたいと思えます。

● 飼養衛生管理基準の改定

国は本年4月に家畜伝染病予防法を改正し、6月30日付で全畜種の飼養衛生管理基準を改正しました。飼養衛生管理基準の改正については豚及びイノシシが7月1日施行、その他の畜種は10月1日施行となっています。

今回の飼養衛生管理基準の主な改正点は、衛生管理区域の明確化とその具体的な運用方法です (図)。病原体の侵入と拡散を防ぐ観点で、農場の衛生対策を再確認し改善に取り組んでください。

写真. クリニックセンターでの感染症対策



図. 衛生管理区域における主なポイント

